

INDEX

最近の動向

「指定市町村事務受託法人の考え方等示される」
報酬算定・運営基準のQ&A
「通所介護・通所リハビリの送迎サービスについて、通園のバスのような「バスストップ」方式であっても送迎加算の算定は可能か？」

お知らせ

「施設給付等の見直しに関するPRについて」
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」
「「じよく瘡予防用具」の名称が変わりました」

平成17年9月1日発行

第14号

指定市町村事務受託法人の考え方示される 最近の動向

さる8月5日、厚生労働省講堂にて、全国介護保険担当課長会議が開催され、本年10月から実施される施設給付等の見直し内容が示されました。

また、この度、新設されることになる、認定調査に関する事務を行う「指定市町村事務受託法人」について、指定要件や指定の効力、指導監査、指定の取消の基準等の現段階における考え方が示されました。

給付分野では、新予防給付の実施に際し、アセスメント及び介護予防サービス計画書の案や、ケアマネジメント業務の流れ・委託等の考え方が示されたほか、住宅改修の事前申請制度についての説明が行われました。

指定市町村事務受託法人の指定要件の考え方(案)

1 都道府県の指定要件

介護保険法第24条の2第2項に規定する人員(介護支援専門員等)を有する法人であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 いずれも法人の種別(株式会社・NPO法人等)は問わない。

介護保険法に基づく居宅サービス等、地域密着サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援を行っていない法人(指定の効力は全国に及ぶ)

市町村の出資が50%以上の法人で、地域包括支援センター運営協議会等の承認を得るなど、一定の要件を満たすもの(指定の効力は、意見書を出した市町村のみに限られる)

2 指定の取消等

上記 については、認定調査を行った者に対して、自ら提供する介護保険サービスを利用すべき旨の勧誘・指示等を行った場合には、指定取消等の対象とする。

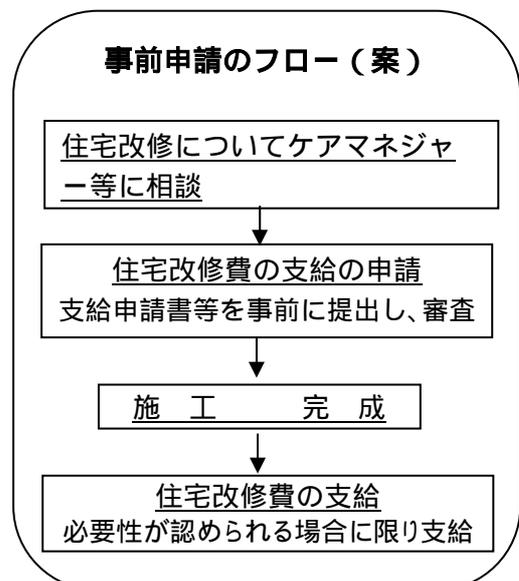
住宅改修における事前申請制度の導入

住宅改修については、現在、事前に支給の申請書を提出することが法令上一律に義務づけられていないため、悪質な事業者が保険給付として適当でない住宅改修を行うなどのトラブルが生じており、利用者の状態にあった住宅改修が適切に行われることが求められています。

このため、住宅改修については、事後の審査に加え、あらかじめ市町村に申請書を届け出て、その審査を受ける事前申請制度が導入されます。

住宅改修の理由書については福祉用具・住宅改修評価検討会に報告の上、パブリックコメントを実施後、年内に示される予定です。

事前申請のフロー(案)



Q: 通所介護・通所リハビリの送迎サービスについて、通園バスのような「バスストップ方式」であっても送迎加算の算定は可能か？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 送迎加算を算定するためには、居宅まで迎えに行くことが原則です。ただし、道路が狭隘で送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行うものについては加算の対象になります。



施設給付等の見直し(17年10月施行)に関するPRについて **お知らせ**

平成17年10月実施の施設給付等の見直しについて、厚生労働省が作成したパンフレット「みんなで支えよう介護保険」がインターネットで公開されています。制度改正の主なポイントや、利用者との施設の契約に関する「ガイドライン」、居住費・食費の見直しに関するQ & A等が掲載されていますので、参考にしてください。

HPアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0508/index.html>)

東京都においても、施設給付等の見直しに関するパンフレットを作成しました。東京都介護サービス情報の書式ライブラリー(カテゴリー「居住費・食費見直しパンフレット」)に掲載されていますので、ご参照ください。なお、これまで各自治体等から寄せられた質問に対して厚生労働省より考え方が示されました。こちらも「東京都介護サービス情報」(カテゴリー「平成17年10月施行(施設給付等の見直し)関係資料」)に全文を掲載しています。

HPアドレス (<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>)

【問い合わせ先】

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護保険指導係 TEL 03(5320)4595

厚生労働省通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師
助産師看護師法第31条の解釈について」

お知らせ

医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられる行為について、厚生労働省医政局より通知(平成17年7月26日付医政発第0726005号)が発出されました。本通知については、東京都より区市町村介護保険所管部署に送付したほか、各事業所宛にも送付予定です。

参考

医師法第17条：医師でなければ医業をなしてはならない。

歯科医師法第17条：歯科医師でなければ歯科医業をなしてはならない。

保健師助産師看護師法第31条：看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。

(傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)

「じょく瘡予防用具」の名称が変わりました

お知らせ

平成17年8月16日付の厚生労働省告示第376号により、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目が一部改正され、「じょく瘡予防用具」の名称が「床ずれ防止用具」に変更されました。カタログ等を作成される場合はご注意ください。厚生労働省の通知文を「東京都介護サービス情報」(HPアドレスは上記と同様)の書式ライブラリー(カテゴリー「介護報酬等厚生労働省からの通知」)に掲載するとともに、福祉用具貸与事業者には別途送付いたします。

【問い合わせ先】 高齢社会対策部在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274